

自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難した申立人について、申立人と同居する子（20歳台）が知的障害等を抱えており、1人では被ばくを回避するための合理的な行動をとるのが困難であること等の事情を考慮し、本件事故当初から平成23年12月分までの避難費用、生活費増加分等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 損害項目

- (1) 避難費用（避難交通費）
- (2) 避難費用（宿泊費）
- (3) 避難費用（宿泊謝礼）
- (4) 避難費用（一時立入費用）
- (5) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- (6) 生活費増加費用（家財道具購入費）
- (7) 生活費増加費用（自家消費野菜）
- (8) 精神的損害
- (9) 就労不能損害
- (10) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

平成23年3月11日から平成23年12月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金1,313,765円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 避難費用（避難交通費）	31,200円
(2) 避難費用（宿泊費）	20,000円
(3) 避難費用（宿泊謝礼）	15,000円
(4) 避難費用（一時立入費用）	100,800円
(5) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）	230,000円
(6) 生活費増加費用（家財道具購入費）	300,000円
(7) 生活費増加費用（自家消費野菜）	58,500円
(8) 精神的損害	40,000円
(9) 就労不能損害	480,000円
(10) 本件和解仲介に関する弁護士費用	38,265円

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項の記載の和解金のうち、金8万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人と被申立人は、第1の1記載の損害項目(第1の2記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年6月2日

(仲介委員 福武功蔵)